

被扶養配偶者は 国民年金第3号被保険者関係届が必要です！

組合員の被扶養者である20歳以上60歳未満の配偶者は「第3号被保険者」として国民年金に加入することとなります。この場合、配偶者自身が国民年金保険料を負担する必要はありませんが、共済組合を經由して各届出を日本年金機構に提出することとなります。

なお、この届出を忘れると将来年金の受給ができなくなる場合もありますので、ご注意ください。

国民年金第3号被保険者関係届(該当)

下記に該当する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届(該当)」を共済事務担当課を通して提出してください。

- ① 配偶者が被扶養者となったとき
- ② 認定時に20歳未満であった被扶養者が20歳になったとき



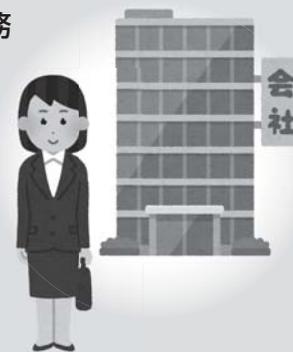
国民年金第3号被保険者関係届(非該当)

(1) 下記に該当する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届(非該当)」を共済事務担当課を通して提出してください。

- ① 収入が基準額以上に増加し、認定取消となったとき
- ② 離婚したことにより、認定取消となったとき
- ③ 被扶養配偶者が死亡したとき(マイナンバーが指定されていない者に限る。)

(2) 「国民年金第3号被保険者関係届(非該当)」の提出不要な場合

- ① 組合員が退職したとき
- ② 被扶養配偶者が社会保険に加入となり、認定取消となったとき



国民年金第3号被保険者の届出事項に変更があった場合

住所変更・氏名変更・死亡届の省略について

平成30年3月以降は、公的年金業務においてもマイナンバーによる届出の開始、およびマイナンバーにより日本年金機構が地方公共団体情報システム機構から、定期的に住民票の異動情報を取得し、住所変更、氏名変更、死亡喪失の処理を行うこととなりました。

これにより、原則として第3号被保険者にかかる住所変更届、氏名変更届および死亡届の提出が不要となります。

ただし、マイナンバーが指定されていない者については、「国民年金第3号被保険者関係届」、「国民年金第3号被保険者住所変更届」を提出することにより、基礎年金番号での届出を行うこととなります。

なお、マイナンバーが指定されていない旨の理由を備考欄に記載してください。